

4. 参考様式集

組織名 _____
作成日 _____

[付表1] 中核主題及び課題チェックリスト

中核主題及び課題	評価点数	関連する行動 及び期待
1. 中核主題：組織統治		付表 2-1-1
2. 中核主題：人権		
課題1：デューディリジェンス		付表 2-2-1
課題2：人権に関する危機的状況	※	付表 2-2-2
課題3：加担の回避	※	付表 2-2-3
課題4：苦情解決		付表 2-2-4
課題5：差別及び社会的弱者		付表 2-2-5
課題6：市民的及び政治的権利	※	付表 2-2-6
課題7：経済的、社会的及び文化的権利	※	付表 2-2-7
課題8：労働における基本的原則及び権利		付表 2-2-8
3. 中核主題：労働慣行		
課題1：雇用及び雇用関係		付表 2-3-1
課題2：労働条件及び社会的保護		付表 2-3-2
課題3：社会対話		付表 2-3-3
課題4：労働における安全衛生		付表 2-3-4
課題5：職場における人材育成及び訓練		付表 2-3-5
4. 中核主題：環境		
課題1：汚染の予防		付表 2-4-1
課題2：持続可能な資源の利用		付表 2-4-2
課題3：気候変動の緩和及び気候変動への適応		付表 2-4-3
課題4：環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復		付表 2-4-4
5. 中核主題：公正な事業慣行		
課題1：汚職防止		付表 2-5-1
課題2：責任ある政治的関与	※	付表 2-5-2
課題3：公正な競争		付表 2-5-3
課題4：バリューチェーンにおける社会的責任の推進		付表 2-5-4
課題5：財産権の尊重		付表 2-5-5
6. 中核主題：消費者課題		
課題1：公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、 及び公正な契約慣行		付表 2-6-1
課題2：消費者の安全衛生の保護		付表 2-6-2
課題3：持続可能な消費		付表 2-6-3
課題4：消費者に対するサービス、支援、苦情及び紛争の解決		付表 2-6-4
課題5：消費者データ保護及びプライバシー		付表 2-6-5
課題6：必要不可欠なサービスへのアクセス	※	付表 2-6-6
課題7：教育及び意識向上		付表 2-6-7
7. 中核主題：コミュニティへの参画及びコミュニティの発展		
課題1：コミュニティへの参画		付表 2-7-1
課題2：教育及び文化		付表 2-7-2
課題3：雇用創出及び技能開発		付表 2-7-3
課題4：技術の開発及び技術へのアクセス		付表 2-7-4
課題5：富及び所得の創出		付表 2-7-5
課題6：健康		付表 2-7-6
課題7：社会的投資		付表 2-7-7

[付表2] 関連する行動及び期待チェックリスト

[付表2-1] [中核主題：1. 組織統治]

[付表2-1-1] 組織統治

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①社会的責任への自らのコミットメントを表す戦略、目的及び目標を作り上げる。	
②リーダーシップのコミットメント及び説明責任を表明する。	
③社会的責任の原則（箇条4参照）が実践される文化及び環境を作り出し、醸成する。	
④社会的責任に関するパフォーマンスに対して、金銭的及び非金銭的なインセンティブのシステムを創設する。	
⑤財政資源、天然資源及び人的資源を効率よく利用する。	
⑥これまでその組織で上級職への就任が足りなかつたグループ（女性、並びに人種及び民族集団を含む。）に対して公平な上級職への昇進の機会を促進する。	
⑦その組織のニーズとそのステークホルダーのニーズとのバランスを図る。これには、差し迫ったニーズ及び将来の世代のニーズの両方が含まれる。	
⑧意見の一一致している分野及び一致していない分野を特定し、紛争を解決するための交渉を行うことで、そのステークホルダーとの双方向のコミュニケーションのプロセスを確立する。	
⑨その組織の社会的責任に関する活動に、あらゆるレベルの従業員の効果的な参加を奨励する。	
⑩その組織を代表して決定を行う人々の権限、責任及び能力のレベルのバランスをとる。	
⑪決定されたことが社会的に責任のある方法で行われるようにし、それがプラスのものであるかマイナスのものであるかを問わず、その組織の決定及び活動の結果の説明責任を判断するために、決定事項の実施の経過を追跡する。	
⑫その組織の統治プロセスを定期的に確認し、評価する。確認の結果に従ってプロセスを調整し、その変更をその組織全体に知らせる。	

[付表 2-2] [中核主題：2. 人権]

[付表 2-2-1] デューディリジェンス

関連する行動及び期待	該当 (◎印を記入)
①その組織内の当事者及びその組織に密に関連している当事者に有意義な手引を示せるような、その組織の人権方針	
②既存の及び提案されている活動が人権にどう影響するかを評価するための手段	
③その組織全体に人権方針を統合するための手段	
④優先順位及び取組みに必要な調整を加えられるよう、長期にわたってパフォーマンスを追跡するための手段	
⑤自らの決定及び活動のマイナスの影響に対処するための行動	

[付表 2-2-2] 人権に関する危機的状況

関連する行動及び期待	該当 (◎印を記入)
①	
②	
③	
④	
⑤	

[付表 2-2-3] 加担の回避

関連する行動及び期待	該当 (◎印を記入)
①人権を侵害するために物品又はサービスを利用する事業体に対しては、これらを提供すべきでない。	
②パートナーシップとの関連で、又は契約事業の実施において、人権を侵害するようなパートナーと正式な又は非公式のパートナーシップ又は契約関係を取り結ぶべきでない。	
③購入対象となる物品及びサービスが生産される社会的及び環境的条件について把握しておくべきである。	
④国内法及び国際規範に従って実施されるものでない限り、その土地から人々を強制退去させることに加担しないようにすべきである。これには、あらゆる代替解決策を模索すること、及び影響を受けた当事者が十分な補償を得ることを確実にすることも含まれる。	
⑤関係国での雇用において発生する差別行為などの人権侵害を容認しない旨を公にすること、又はその旨を示すその他の行動をとることを検討すべきである。	
⑥反社会的活動に関与している事業体との関係を回避すべきである。	

[付表 2-2-4] 苦情解決

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①合法的である これには、特定の苦情対応手順の当事者がその手順の公正な処理に干渉できないようにするための、明確で、透明で、かつ十分に独立した統治構造が含まれる。	
②利用しやすい こうした制度の存在を広く知らしめ、言語、非識字、認識の欠如、資金不足、遠隔地、障害、報復のおそれなど、これらの制度を利用するときに困難に直面するかもしれない被害者のために十分な支援を提供すべきである。	
③予測可能である 手續は、明確かつ既知のもので、それぞれの段階についての明確な時間枠が定められ、提供できる手順及び結果の種類が明解で、結果の実行を監視する手段が定められているべきである。	
④公平である 被害者は、公正な苦情対応手順に関与するのに必要な情報源、助言及び専門知識を十分に利用できるべきである。	
⑤権利と両立可能である 結果及び救済措置は、国際的に認められた人権関連基準と合致しているべきである。	
⑥明確かつ透明である 機密性が適切な場合もあるが、手順及び結果は公に対して十分に明らかにすべきであり、公益を十分に考慮すべきである。	
⑦対話及び仲裁を基礎とする 苦情対応手順は、両当事者間のエンゲージメントを通じて相互に合意した苦情解決策を追求すべきである。裁判が求められる場合は、両当事者は、別の独立した仕組みを通じてこれを求める権利を保持しているべきである。	

[付表 2-2-5] 差別及び社会的弱者

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①女性及び女児 世界の人口の半分を占めているが、男性及び男児と同条件で資源及び機会を利用するのを拒否されることが多い。女性は、教育を受ける権利、雇用される権利、経済的及び社会的活動の権利、結婚及び家庭の事情について決定する権利、自らの性及び生殖に関する健康について決定する権利など、あらゆる人権を差別なく享受する権利をもつ。組織の方針及び活動は、女性の権利を尊重し、経済的、社会的及び政治的分野における男女平等を推進すべきである[133][149]。	
②障がい者 その技能に関する誤解も原因となって、社会的弱者となることが多い。組織は、障がい者（男女とも）に尊厳、自立性及び社会への全面的な参加が確実に認められるよう、貢献すべきである。差別禁止の原則を尊重すべきであり、組織は、施設の利用に関して適切な規定を定めることを検討すべきである。	
③児童 特に弱い存在であり、これは依存的な立場にあることも一因となっている。児童に影響を及ぼす可能性のある行動をとる場合は、児童にとって最善の利益をもたらすことを中心に考慮すべきである。差別の禁止、生存、発達、自由な表現に対する児童の権利などを含んだ、子どもの権利条約の原則を常に尊重し、考慮すべきである[81][82][116][117][135][147][148]。組織は、その従業員が児童の性的搾取、その他の児童の搾取に関わることを妨ぐための方針をもつべきである。	

<p>④先住民族 植民地化、所有地からの追放、他の市民から隔離される立場、人権侵害などの組織的差別の経験から、社会的弱者とみなすことができる。集団的权利を享受し、先住民族に属する個人は、普遍的な人権、特に平等な待遇及び機会を獲得する权利を共有する。集団的权利には次が含まれる。 自決権(自らのアイデンティティ、政治的立場及び自らが望む発展方法を決定する权利)。伝統的な土地、水及び資源を利用し、これらを管理する权利。 自らの習慣、文化、言語及び伝統的な知識を差別されることなく維持し、享受する权利。自らの文化的及び知的財産を管理する权利[75][154]。 組織は、決定を下し活動を行うときには、先住民族の权利を認識し尊重すべきである。組織は、決定を下し活動を行うときには、無差別原則及び先住民族に属する個人の权利を認識し尊重すべきである。</p>	
<p>⑤移民、移民労働者 移民、移民労働者及びその家族も、非合法又は在留登録がない移民の場合には特に、その出身国又は出身地域を理由に社会的弱者となるかもしれない。組織は、移民、移民労働者及びその家族の人権を尊重し、これらの人の権力を尊重する風潮を推進するよう努力すべきである [78][79][80][142]。</p>	
<p>⑥カーストをはじめとする家系を根拠に差別されている人々 何億人の人々が、世襲的な身分又は家系によって差別を受けている。このような形の差別は、生まれた時点で属していたグループが不浄である又は尊敬に値しないと見られる人々がいるとの不法な概念に正当化された権利侵害の歴史を根拠にしている。組織は、このような慣行を忌避し、可能な場合には、こうした偏見をなくすよう努力すべきである。</p>	
<p>⑦人種を根拠に差別されている人々 人種、文化上のアイデンティティ、及び種族的出身によって差別されている人々がいる。皮膚の色又は文化を根拠に劣った人々がいるとの不法な概念に正当化された権利侵害の歴史がある。人種差別は、奴隸の歴史又は他の人種グループによって迫害を受けた歴史をもつ地域に多く存在する[141][150][156]。</p>	
<p>⑧その他の社会的弱者 例えば、高齢者、強制退去させられた人々、貧しい人々、非識字者、H I V／エイズ感染者、少数民族、宗教団体などが含まれる。</p>	

[付表 2-2-6] 市民的及び政治的権利

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①個々人の生存権	
②言論及び表現の自由。組織は、ある人物が内外でその組織を明確に批判した場合でも、その人物の見解又は意見を抑圧すべきでない。	
③平和的集会及び結社の自由	
④国にかかわらず、何らかの手段を通じて情報及びアイデアを求め、受け取り、伝える自由	
⑤単独の又は他者と共に財産権、及び任意に財産を剥奪されない権利	
⑥内部で懲戒処分を受ける前に、適正な手続を利用し、公平な聴取を受ける権利。懲戒処分は、相応なものであるべきであり、身体的罰則、非人道的扱い又は品位をきずつける取扱いを伴うべきでない。	

[付表 2-2-7] 経済的、社会的及び文化的権利

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
①コミュニティのメンバーのために教育及び生涯学習の利用を促し、可能な場合は、こうした教育及び生涯学習のための支援及び便宜を提供する。	
②経済的、社会的及び文化的権利の尊重及び実現を支援する他の組織及び政府団体と協力する。	
③自らの中核的な業務活動に関連して、これらの権利の実現に貢献するための方法を模索する。	
④物品又はサービスを貧しい人々の購買能力に合わせる。	

[付表 2-2-8] 労働における基本的原則及び権利

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
<p>①結社の自由及び団体交渉[62][103] 労働者及び雇用主は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。労働者が結成又は加入した代表団体は、団体交渉のために認識されるべきである。</p> <p>労働者が希望した場合には、雇用条件は、自主的な団体交渉によって決定してもよい。労働者代表には、自らの仕事を効果的に行い、自らの役割を干渉されずに果たせるような適切な便宜を与えるべきである。労働協約には、紛争解決のための条項を含めるべきである。また、労働者代表には、有意義な交渉に必要な情報が提供されるべきである(結社の自由、並びに結社の自由及び団体交渉が社会対話とどのように関係するかについての詳細な情報は、6.4 参照)。</p>	
<p>②強制労働[49][60] 組織は、強制労働を行わせ、強制労働から利益を得るべきでない。処罰の脅威の下に人に作業又はサービスを強要すべきでなく、自発的に行われていない作業又はサービスを強要すべきでない。囚人が法廷で有罪判決を受け、公の機関の監督管理の下で労働が行われない限り、組織は、囚人労働を行わせ、囚人労働から利益を得るべきでない。また、自主的に行われ、それが、とりわけ、公正かつ適切な雇用条件によって証明されない限り、民間組織は囚人労働を利用すべきでない。</p>	
<p>③機会均等及び差別の禁止[55][57][58] 組織は、自らの雇用方針に、人種、皮膚の色、性別、宗教、国民的出身、社会的出身、政治的見解、年齢、障害などに基づく差別が含まれていないことを確認すべきである。最近の違法な差別の根拠には、配偶者の有無、家族状況、個人的関係、HIV／エイズ感染の有無などの健康状態も含まれる。これらは、採用の方針及び慣行、所得、雇用条件、訓練及び昇進の機会、並びに雇用の終了はその職務の要件だけに基づいて決定されるべきであるとの一般原則に従っている。また、組織は、職場でのいやがらせを防止するために、次の措置を講じるべきである。</p> <p>－組織は、自らの方針及び活動が機会均等及び差別の禁止の推進に及ぼす影響について定期的に評価する。</p> <p>－社会的弱者の保護及び地位向上のための積極的な行動をとる。これには、障がい者のための職場を確立し、彼らが適切な条件下で生計を立てるのを支援すること、若年層及び高齢者雇用の推進、女性のための雇用機会均等、上級管理職におけるバランスの取れた男女比率などの問題に取り組むプログラムを制定したり、又はこうしたプログラムへ参加したりすることなどが含まれる。</p>	
<p>④児童労働[81][82][116][117] 就業の最低年齢は、国際文書によって決定されている(ボックス 7 参照)。組織は、児童労働を行わせたり、児童労働から利益を得るべきでない。組織が、自らの業務又は影響力の範囲内において児童労働を行わせている場合には、できる限り、その児童を労働から解放するだけでなく、その児童が適切な代替措置、特に教育を受けられるように確保すべきである。児童に害を及ぼさない軽易な業務、登校又は児童の十分な発達に必要なその他の活動(レクリエーション活動など)の妨げにならない軽易な業務は、児童労働とはみなされない。</p>	

[付表 2-3] [中核主題：3. 労働慣行]

[付表 2-3-1] 雇用及び雇用関係

関連する行動及び期待	該当 (◎印を記入)
①行われる全ての労働が、従業員である又は自営であると法的に認められた男女によって履行されることを確実にする。	
②法の下では、雇用関係であると認められる関係を偽って、法が雇用主に課している義務を回避しようとする。	
③個々の労働者及び社会の両方にとって安定した雇用の重要性を認識する。 有効な労働力計画を使用し、場当たり的な労働力の使用又は臨時雇いの労働力の過度な使用を回避する。ただし、労働の性質が純粋に短期的又は季節的なものである場合を除く。	
④雇用に影響を及ぼす閉鎖などの組織運営の変更を検討する場合、合理的な通知及び時宜にかなった情報を与え、労働者代表が存在する場合は、共同で悪影響を可能な限り最小限に抑える方法を検討する[107][108]。	
⑤全ての労働者に平等の機会を確保し、あらゆる労働慣行において直接的又は間接的に差別しない。	
⑥恣意的又は差別的な解雇慣行があれば、それを排除する[107][108]。	
⑦労働者の個人データ及びプライバシーを保護する[52]。	
⑧法的に認められた組織、又は雇用主の責任を受け、ディーセントな（働きがないのある人間らしい）労働条件を提供する意思がある組織とだけ、契約又は下請契約することを確保するための方策を講じる。組織は、法的に認められている労働仲介者だけを使用すべきであり、かつ、労働遂行のためのそれ以外の手配が労働遂行者に法的権利を与える場合に限定する[95][96]。在宅労働者は、その他の賃金労働者より劣悪に取り扱わないようにすべきである[68]。	
⑨在宅労働者を含め、提携先パートナー、供給業者又は下請業者の不公正、搾取的又は虐待的な労働慣行から利益を得ない。高水準の影響力を及ぼすためには往々にしてその影響力に見合う高水準の責任を負うということを認識しつつ、組織は、自らの影響力の範囲内において諸組織に対し、責任ある労働慣行に従うよう奨励するために、相応の努力をすべきである。状況及び影響力に応じて、相応の努力には、供給業者及び下請業者に対して契約上の義務を生じさせる、予告なしの訪問及び立入検査を行う、並びに請負業者及び仲介人の監督においてデューディリジェンスを用いることを含む。供給業者及び下請業者が労働慣行の規範に準拠することを期待されている場合、規範は、世界人権宣言及び関連するILOの労働基準の基礎となる原則と整合性がとれているべきである (影響力の範囲における責任に関する追加的情報については、5.2.3を参照)。	
⑩国際的に活動している場合、受入国の国民の雇用、職業能力開発、昇進及び昇格を推進する努力をする。これには、実行可能な場合に現地の企業を通して調達及び流通を行うことを含む[74]。	

[付表 2-3-2] 労働条件及び社会的保護

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
①労働条件が国内の法規制に従っており、関連する国際労働基準と整合性がとれていることを確実にする。	
②労働協約などの、適用できる法的拘束力をもつその他の法律文書を通して制定される、より高度な水準の規定を尊重する。	
③特に国内の法律がまだ採用されていない場合、少なくとも ILO の国際労働基準で定義された最低限度の規定に従う。	
④賃金 [83] [84] [97] [98]、労働時間 [61] [65] [66] [85] [86] [102]、週休、休日 [63] [64] [109] [110] [111]、安全衛生、母性保護 [76] [77] [106] 及び業務上の責任と家族的責任を両立する能力 [114] [115] に関してディーセントな（働きがいのある人間らしい）労働条件を与える。	
⑤可能な限り、国の又は宗教的な伝統及び慣習を守ることを許可する。	
⑥全ての労働者に、最大限可能な限り、仕事と生活とのバランスが取れる労働条件、及び関係する地域における類似の雇用主から与えられる条件と同等の労働条件を与える [74]。	
⑦国内の法規制又は労働協約に従って、賃金、その他の形態の報酬を与える。 組織は、少なくとも労働者及びその家族の必要なため十分な賃金を支払うべきである。その場合は、その国の賃金、生計、社会保障給付の一般的なレベル及び他の社会集団の関連生活水準を考慮に入れるべきである。経済的発展の要件、生産性のレベル、並びに高いレベルの雇用を達成及び維持することの望ましさ、といった経済的な要素をも考慮に入れるべきである。これらの考慮事項を反映させた賃金及び労働条件を決定するときには、労働者が希望する場合は、団体交渉の国内制度に従い、組織は、労働者又はその代表者、とりわけ、労働組合と団体交渉を行うべきである [74] [103]。	
⑧同一価値の労働に対して同一の賃金を支払う [57] [58]。	
⑨法規制又は労働協約で許可された規制、又は控除だけに従い、関係する労働者に対して直接賃金を支払う [97] [98] [99]。	
⑩組織が活動している国における労働者の社会的保護の規定に関する義務を順守する [74]。	
⑪法規制又は労働協約で設定される、所定の又は同意した労働時間を順守する労働者の権利を尊重する。また、労働者に週休及び年次有給休暇も与えるべきである [63] [64] [109] [110]。	
⑫妥当な労働時間、育児休暇、及び可能な場合、労働者が仕事と生活の適切なバランスを達成することができるよう支援する保育施設、その他の施設を提供することによって、家庭における労働者の責任を尊重する。	
⑬労働者に対し、法規制又は労働協約に従って時間外労働の報酬を与える。労働者に時間外労働を要請する場合、組織は、関係労働者の利害、安全及び福祉、並びに労働に内在するあらゆる危険を考慮に入れるべきである。 組織は、強制的な無償時間外労働を禁止する法規制を守り [83] [84] [97] [98] [99]、強制労働に関する労働者の基本的人権を常に尊重すべきである [60]。	

[付表 2-3-3] 社会対話

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①組織にとって国際レベルを含めた社会対話機関及び適用される団体交渉の構造が重要であることを認める。	
②自らの利害を改善したり、又は団体交渉するために、自らの組織を結成し、参加する労働者の権利を常に尊重する。	
③自らの組織を結成する又はそれに参加する、また、団体交渉を行おうとする労働者を、例えば、報復行為として解雇若しくは差別することで、又は直接的若しくは間接的に脅迫して、威嚇若しくは恐怖の雰囲気を醸すなどの方法で、妨害しない。	
④組織運営の変更が雇用に大きな影響を及ぼす可能性のある場合は、悪影響を可能な限り最小限に抑えるために、組織運営の変更と雇用への影響との関係が合同で調査されるよう、適切な政府代表及び労働者代表に対して妥当な通知を行う。	
⑤可能な限り、及び合理的で、かつ妨害的なものでない限り、正式に指定された労働者代表に、権限をもつ意思決定者へのアクセス、職場へのアクセス、代表者が代表している労働者らへのアクセス、代表者がその役割を果たすために必要な施設へのアクセス、並びに代表者がその組織の財政及び活動に関して正確で公正な状況を把握することを可能にする情報へのアクセスを与える。	
⑥国際的に認められている結社の自由及び団体交渉の権利の行使を制限するよう政府に働きかけないようにする。例えば、組織は、国内法が結社の自由の権利を認めていてもかかわらず、その権利が制限又は禁止されている産業特区に子会社を設置したり、そのような地域に所在する企業から調達したりすることを避けるべきであり、また、このような規制に基づく奨励制度への関与を慎むべきである。	

[付表 2-3-4] 労働における安全衛生

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①優れた安全衛生基準及び組織のパフォーマンスは互いに補完し補強し合うものであるという原則に基づく業務上の安全衛生に関わる方針を策定し、実施し、維持する。	
②除去、置換、技術管理、運営管理、作業手順、個人保護具などの管理階層を含めた安全衛生管理の原則を理解し、適用する。	
③自らの組織の活動に伴う安全衛生リスクを分析し、管理する。	
④労働者は常にあらゆる安全慣行に従うべきであるという要件を伝え、労働者が適切な手順に確実に従うようにする。	
⑤個人保護具を含め、業務上の傷害、疾病及び不慮の事故の防止、並びに非常事態の対応に必要な安全用具を提供する。	
⑥あらゆる安全衛生の偶発事象及び問題を最少化又は除去するために、それらの偶発事象及び問題を記録し、調査する。	
⑦(妊娠中、最近出産した、授乳中などの)女性、男性、又は障害のある人々、未熟練労働者、若年層労働者など特定の状況にいる労働者が、様々に異なる労働安全衛生(O S H)上のリスクを受ける、そのような特定の状態に対処する。	

⑧パートタイマー、臨時雇い及び下請業の労働者に平等な安全衛生保護策を提供する。	
⑨ストレス及び疾病を引き起こす原因となる職場の心理社会的な災害の除去に努める。	
⑩全ての職員に対し、関連する全ての事項に関わる適切な訓練を提供する。	
⑪職場の安全衛生対策について労働者が金銭的な支出を行うべきでない旨の原則を尊重する。	
⑫関係する労働者による関与を組織の安全衛生環境システムの基礎とし(ボックス9参照)、労働者の次の権利を認識し尊重する。	
⑬安全衛生リスク及びこれらのリスクに対処するために用いられる最良実施例に関する完全かつ正確な情報が適時に得られる。	
⑭自らの労働に関連する安全衛生の全ての側面において自由に問い合わせし、相談が受けられる。	
⑮労働者の生命若しくは健康、又は他の人々の生命及び健康に、緊急又は深刻な危険を呈すると合理的に考えられる労働を拒否する。	
⑯労使団体、その他の専門家の外部の助言を求める。	
⑰安全衛生問題を関係当局に報告する。	
⑱偶発事象、事故の調査などの、安全衛生に関わる決定及び活動に関与する。	
⑲上記いずれかの行為を行うことによる、報復の脅威がない[18][19][36][38][55][56][57][58][68][69][72][73][80]。	

[付表 2-3-5] 職場における人材育成及び訓練

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
①労働経験を問わず、あらゆる労働者に対し、平等に差別なく、技能開発、訓練及び実習を利用する機会、並びにキャリアアップする機会を与える。	
②必要に応じて、余剰とされた労働者が、新たな雇用、訓練及び相談のための支援を利用する機会を確実に得られるようにする。	
③健康及び福祉を推進する労使合同プログラムを確立する。	

[付表 2-4] [中核主題：4. 環境]

[付表 2-4-1] 汚染の予防

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①自らの決定及び活動が周囲環境に及ぼす側面及び影響を特定する。	
②自らの活動に関連する汚染源及び廃棄物を特定する。	
③重大な汚染源及び汚染の軽減、水消費量、廃棄物生成、並びにエネルギー消費量に関して、測定、記録及び報告を行う。	
④廃棄物管理の段階的手順を用い、汚染防止及び廃棄物防止を目指した対策を実施し、やむを得ない汚染及び廃棄物の適切な管理を確実にする[118]。	
⑤実際の及び潜在的な汚染排出及び廃棄物、関連する健康リスク、並びに実際の及び考えられる汚染緩和策に関して、地域コミュニティとともに取り組む。	
⑥特に環境に配慮した製品及びサービスを早急に取り入れる取組みを展開し促進することで、自らのコントロール又は影響力内で、直接的及び間接的な汚染を段階的に削減し最小化する対策を実施する。	
⑦通常の業務で、また偶発的に、排出された有毒及び有害物質による既知の健康リスク、環境リスクなどを含め、使用され排出された関連する重要な有毒及び有害物質の量及び種類を公開する。	
⑧次の使用を体系的に特定及び防止する。 －国内法で定義されている禁止化学物質、又は国際条約に記載されている不要化学物質 －可能な場合、学術団体、その他のステークホルダーが明確で合理的な根拠をもって懸念があると特定した化学物質。また、組織は、組織によるこれらの化学物質の使用を自らの影響力の範囲で防止するよう努力すべきである。 回避すべき化学物質は、オゾン層破壊物質[166]、残留性有機汚染物質(POP)[172]、ロッテルダム条約に記載されている化学物質[173]、有害な化学物質及び農薬(世界保健機関による定義)、(たばこ製品からの煙への暴露を含む)発がん(癌)性若しくは突然変異原性があると認められた化学物質、生殖に対して有害な化学物質、内分泌かく乱性化学物質、又は残留性、蓄積性、毒性を有する化学物質(PBT)若しくは高残留性・高生体蓄積性化学物質(vPvBs)を含むが、これらに限定されない。	
⑨環境的事故の予防・準備プログラムを実施し、施設内外での事故及び偶発事象を対象とし、労働者、パートナー、当局、地域コミュニティ、その他該当するステークホルダーも関与する緊急対策を準備する。このようなプログラムには、とりわけ、危害特定・リスク評価、周知手順・回収手段、コミュニケーションシステム、並びに一般への啓蒙及び情報を含めるべきである。	

[付表 2-4-2] 持続可能な資源の利用

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①エネルギー源、水源、その他使用する資源の供給源を特定する。	
②エネルギー、水、その他資源の顕著な使用に関して、測定、記録及び報告を行う。	
③最良実施例の指標、その他のベンチマークを考慮し、エネルギー、水、その他資源の使用を削減するための資源効率に関する対策を実施する。	
④再生不可能な資源を、可能な場合、持続可能で、再生可能で、かつ影響の低い代替資源で補完し、又はそうした代替資源に置換する。	
⑤可能な限り、再生材を使用し、水を再利用する。	
⑥流域内の全ての利用者にとって公正なアクセスが確実となるよう、水資源を管理する。	
⑦持続可能な調達を促進する。	
⑧拡大生産者責任の適用を検討する。	
⑨持続可能な消費を促進する。	

[付表 2-4-3] 気候変動の緩和及び気候変動への適応

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①直接的及び間接的な累積GHG排出源を特定し、自らの責任の境界線（範囲）を決定する。	
②国際的に合意された基準で規定されている方法をできる限り用いて、顕著なGHG排出に関して、測定、記録及び報告を行う[47]（GHG排出に関わるイニシアチブ及びツールの例については、附属書Aも参照）。	
③自らのコントロールの範囲で、直接的及び間接的なGHG排出を徐々に削減し最小化する最適な対策を実施し、自らの影響力の範囲で同様の行動を促進する。	
④プログラムを実施して効率性及び有効性を改善するために、組織内で顕著に使用する燃料の量及び種類を確認する[146]。低排出技術及び再生可能エネルギーの利用を考慮する場合でも、GHG排出の純減を確実にするために、ライフサイクルアプローチをとるべきである。	
⑤土地利用及び土地利用の変更、加工、又は（これに限定しないが）暖房、換気及び空調設備を含む装置からのGHG排出（特にオゾン層破壊も引き起こすものを、防止したり低減する）。	
⑥組織内で、可能な限り、エネルギー効率の高い物品の購買、エネルギー効率の高い製品及びサービスの開発などの、省エネルギーを実現する。	
⑦例えば、透明性をもって実施される信頼性の高い排出削減プログラム、炭素回収・貯留又は炭素固定化を支持することなどによって、残留GHG排出を相殺するための対策を実施し、カーボンニュートラルを目指すことを検討する。	
⑧将来の世界的及び局地的な気候予測を考慮してリスクを特定し、気候変動への適応を自らの意思決定に統合する。	
⑨気候変動に関連する損害を回避したり最小限に抑える機会を特定し、可能な場合、状況の変化に適応する機会を活用する（ボックス10参照）。	
⑩既に確認された影響又は予想される影響への対策を実施し、自らの影響力の範囲内でステークホルダーが適応するための能力開発に貢献する。	

[付表 2-4-4] 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
①生物多様性及び生態系サービスに及ぼす潜在的悪影響を特定し、それらを排除又は最小限に抑える対策を講じる。	
②実現可能で適切な場合、自らの環境影響の費用を負担する市場の仕組みに参加し、生態系サービスを保護することで、経済的価値を創出する。	
③自然生態系の喪失回避を最優先し、次に生態系の回復を優先し、最後に、上記の二つの行動が可能でない場合又は十分に効果的でない場合には、長期にわたり生態系サービスに純益をもたらすような行動を通じて喪失を埋め合わせる。	
④社会的に公正な方法で保全及び持続可能な使用を推進するような、陸、水及び生態系の管理のための統合戦略を策定し、実施する。	
⑤悪い影響を受けるかもしれない固有種、絶滅の危機にある種又は生息地を保存するための対策をとる。	
⑥農地開発及び都市開発に関連した決定を含め、土地利用に関する決定が引き起こし得る環境影響を最小限に抑える手段として、計画、設計及び業務慣行を実施する。	
⑦自然生息地、湿地帯、森林、野生動物のための人工のう（迂）回路、保護地域及び農地の保護を、建築・建設工事の開発に組み入れる[128][169]。	
⑧例えば、主要な規格及び認証制度で規定されているような、動物福祉に関連する側面を含めた持続可能な農業、漁業及び林業慣行を採用する[37][175]。	
⑨持続可能な技術及びプロセスを利用している供給業者からの製品の使用を段階的に拡大する。	
⑩野生動物及びその生息地が我々の自然生態系の一部であるため、それを評価し、保護し、動物福祉に配慮すべきであるということを考慮する。	
⑪生存を脅かし、又は世界的、地域的若しくは局地的な種の絶滅につながる取組み、又は侵入生物種の分布若しくは拡散を許すような取組みを回避する。	

[付表2-5] [中核主題：5. 公正な事業慣行]

[付表 2-5-1] 汚職防止

関連する行動及び期待	該当 (◎印を記入)
①汚職のリスクを認識し、汚職及び強要を防止するための方針及び慣行を実施し、維持する。	
②トップが汚職防止の模範となり、汚職防止に関する方針の実施に関するコミットメントを表明し、これを奨励し、監督するようにする。	
③自らの従業員及び代表が、贈収賄及び汚職の根絶に取り組む際に、これを後押しし、訓練を行うとともに、取組みの進展を促すための奨励策を提供する。	
④汚職及びその防止策について、自らの従業員、代表、請負業者及び供給業者の意識を高める。	
⑤自らの従業員及び代表の報酬が適切であり、かつ合法的な業務に対してだけ支払われていることを確実にする。	
⑥汚職防止のための効果的なシステムを確立し、維持する。	
⑦報復を恐れることなく報告及びフォローアップ行動がとれるような仕組みを採用することによって、自らの従業員、パートナー、代表及び供給業者に対して、その組織の方針に対する違反、並びに非倫理的処遇及び不公平な処遇を報告するよう促す。	
⑧刑法に抵触する行為については、適切な法執行機関に届け出る。	
⑨その組織が業務関係をもつ相手を促し、同様の汚職防止の慣行を導入させることによって、汚職の防止に努める。	

[付表 2-5-2] 責任ある政治的関与

関連する行動及び期待	該当 (◎印を記入)
①責任ある政治的関与及び貢献、並びに利益相反への対処方法について、自らの従業員及び代表を教育し、意識を高める。	
②ロビー活動、政治献金及び政治的関与に関連する方針及び活動に関して透明性をもつ。	
③その組織の代表として意見を述べることを職務として雇用される者の活動を管理するための方針及び指針を定め、実施する。	
④特定の立場に有利になるように、政治家又は政策立案者を誘導することを目的とした政治献金、又は政治家若しくは政策立案者に不当な影響力を及ぼすと認識される可能性のある政治献金を行わない。	
⑤誤った情報、不当表示、威嚇又は強制を伴う活動を禁止する。	

[付表 2-5-3] 公正な競争

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①競争法規制に則したやり方で活動し、関係当局に協力する。	
②反競争的行為への関与又は加担を防止するための手続、その他の防止策を定める。	
③競争法の順守及び公正な競争の重要性について、従業員の意識を高める。	
④反トラスト及び反ダンピングの慣行、並びに競争を促す公共政策を支援する。	
⑤組織が活動する社会的背景に配慮し、貧困などの社会的状況を利用して競争上の優位性を不当に享受することを避ける。	

[付表 2-5-4] バリューチェーンにおける社会的責任の推進

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①社会的責任に関する目的との整合性を高めるため、自らの購入、流通及び契約に関する方針及び慣行に、倫理的基準、社会的基準、環境的基準及び男女の平等に関する基準、並びに安全衛生を統合する。	
②他の組織に対し、同様の方針を導入するよう促す。ただし、その過程で反競争的行為を行わない。	
③社会的責任に対するその組織のコミットメントについて妥協しないようにするため、関係をもつ相手の組織について、適切なデューディリジェンス及び監視を実行する。	
④社会的に責任ある目的を達成するため、社会的責任の課題についての意識向上、並びに最良実施例及び追加支援（例えば、技術支援、能力開発又はその他の資源）を含めた、SMOへの支援提供を検討する。	
⑤社会的責任の原則及び課題について、その組織が関係する組織の意識向上に積極的に参加する。	
⑥社会的に責任ある目的を達成するため、可能な限り、そのバリューチェーンにおける組織の能力を高めるなど、バリューチェーン全体で社会的に責任ある慣行を実施することの費用及び便益を公正に、かつ実践的に取り扱うよう促す。これには、公正な対価が支払われること、並びに適切な納期及び安定した契約があることを確実にするなどの適切な購買慣行が含まれる。	

[付表 2-5-5] 財産権の尊重

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①財産権及び伝統的知識の尊重を促す方針及び慣行を実施する。	
②財産の使用又は処分が可能な合法的所有権をもっていることを明確にするため、適切な調査を実施する。	
③支配的地位の乱用、偽造、著作権侵害など、財産権を侵害する活動に関与しない。	
④自らが取得又は使用する財産に対して、公正な対価を支払う。	
⑤自らの知的及び物的所有権行使し保護するときに、社会の期待、人権、及び個人の基本的ニーズを考慮する。	

[付表 2-6] [中核主題：6. 消費者課題]

[付表 2-6-1] 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①重大な情報の省略を含め、欺まん（瞞）的、虚偽的、詐欺的若しくは不公正、不明確、又は不明瞭な慣行に関与しない。	
②十分な情報に基づいた消費者の選択の基礎として関連情報の比較ができるよう、透明な方法で、関連情報を共有することについて同意する。	
③宣伝及びマーケティングの内容を明確にする。	
④総価格及び税金、製品及びサービスの諸条件（及び使用に際して必要な附属品）、並びに配送費を開示する。 消費者金融を提供する場合には、分割払いに必要な全費用、支払金額、支払回数及び支払期日だけでなく、実質年率（A P R）の詳細を提示する。	
⑤要求に応じて、根拠となる事実及び情報を提示することによって、要求又は主張を立証する。	
⑥性別、宗教、民族、障害又は個人的関係に関する定型化された観念を固定化させる文章、音声又は画像を使用しない。	
⑦広告及びマーケティングを行う際には、児童を含む社会的弱者の最善の利益を第一に考え、社会的弱者の利益を害する活動に関与しない。	
⑧販売地の公用言語又は販売地で一般に使用される言語で比較可能な、正確で理解しやすい情報を、適用される規則に従って十分に提供する。こうした情報には、次のような内容が含まれる。 －金融商品及び投資商品を含め、製品及びサービスに関連する全ての重要な情報。 ライフサイクル全体を考慮に入れることが理想である。 －標準化された試験方法を用いて決定された製品及びサービスの重要な品質側面。可能な場合は、平均的性能又は最良実施例と比較する。こうした情報の提供は、適切かつ実用的であり、更に消費者の助けになる場合に限るべきである。 －潜在的に有害な使用方法、有害物質、製品に含まれる又は製品のライフサイクルで製品によって放出される有害化学物質などの、製品及びサービスの安全衛生に関する情報 －製品及びサービスの入手に関する情報 －インターネット販売、電子商取引、又は通信販売を含む国内又は海外向け遠隔販売の場合は、その組織の所在地、現住所、電話番号、電子メールアドレスなどの情報	
⑨契約の場合には、 －明確で読みやすく、理解しやすい言語で書かれた契約書を使用する。 －不当な免責、価格及び条件を一方的に変更する権利、倒産リスクの消費者への転嫁、過度に長い契約期間などの、不公正な契約条件を含まない契約書を使用し、不当な貸付利率などの略奪的融資慣行を避ける。 －価格、機能、諸条件、費用、契約期間及びキャンセル期間に関して、明確かつ十分な情報が記載された契約書を使用する。	

[付表 2-6-2] 消費者の安全衛生の保護

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
①通常の使用条件及び当然予見される使用条件の下で、使用者及びその他の人、それらの人たちの財産、並びに環境にとって安全な製品及びサービスを提供する。	
②安全衛生のあらゆる側面に対処するため、安全衛生に関する法、規格、その他の仕様の妥当性を評価する[1][2][3][34][35]。最低限の要求事項に適合する製品若しくはサービスによる事故の発生によって、又は事故の頻度若しくは重大性を軽減できる製品若しくは製品設計によって示されるように、要求事項を更に強化すれば保護が著しく改善されることについて確証がある場合、組織は、最低限の安全要求事項以上のことをすべきである。	
③ある製品が予期しなかった危険性を市販開始後に呈した場合、重大な欠陥があつた場合、又は誤解を招く情報若しくは虚偽の情報を含む場合は、そのサービスを停止するか、又はまだ流通網にある全ての製品を回収するのがよい。組織は、その製品を購入した人又はそのサービスを利用した人に周知するために適切な措置及びメディアを利用して製品をリコールし、消費者が被った損失を補償すべきである。バリューチェーンにおいて、トレーサビリティを確保するための措置が適切かつ有用かもしれない。	
④製品設計における危険性を最小限に抑えるために、 －予想される使用者グループ、プロセス、製品又はサービスの使用目的及び当然予想される誤使用、並びに製品又はサービスのあらゆる使用段階及び使用条件の下で生じる危険を明確化し、場合によっては特別に作られた製品及びサービスを社会的弱者に提供する。 －特定された危険要因に起因して、妊婦など特定された使用者又は接触グループへの危険性を予測し、評価する。 －本質的に安全な設計、保護装置、使用者への情報の順に優先順位を付け危険性を軽減する。	
⑤特に、与えられた情報の処理に要する時間の点で、消費者によってニーズ及び能力が異なっていたり、能力が限られているため、それらに留意し、製品及びサービスに関する適切な情報開示のデザインを確約する。	
⑥製品開発においては、発がん（癌）性、突然変異原性、生殖毒性をもつ物質、又は残留性・蓄積性の物質を含む（ただし、これらに限定されない。）有害な化学物質の使用を遊ける。このような化学物質を含む製品を販売する場合は、明確にラベル表示すべきである。	
⑦新しい物質、新しい技術又は生産方法の導入に先立ち、製品及びサービスが人体の健康に及ぼす危険性の評価を適宜実施する。また、適宜、文書で消費者に公開できるようにする。	
⑧可能な限り、文書による情報のほかに、望ましくは国際的に合意された図記号を使用して、安全に関する重要な情報を消費者に伝える。	
⑨消費者に製品の適切な使用方法を指示し、意図された用途又は一般に予見可能な用途に付随する危険性を消費者に警告する。	
⑩製品が消費者の手元にある間に、不適切な取扱い又は保管によって危険な状態にならないようにするための措置を講じる。	

[付表 2-6-3] 持続可能な消費

関連する行動及び期待	該当 (○印を 記入)
<p>①効果的な教育を推進し、自らの製品及びサービスの選択が自らの福祉及び環境に与える影響を理解する能力を消費者に与える。消費パターンを変える方法及び必要な変化を起こす方法について実践的助言を与えることができる。</p>	
<p>②ライフサイクル全体を考慮しながら、社会的、環境的に有益な製品及びサービスを消費者に提供し、社会及び環境への悪影響を抑制するために次の事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> －可能であれば、製品及びサービスが健康及び環境に与えるマイナスの影響を除去する、又は最小限に抑える。また、有害性が低く効率性が高い代替製品及びサービスが存在する場合は、社会及び環境への悪影響が小さい製品又はサービスを選択できるようにする。 －簡単に使用したり、再利用したり、修理したり、再生利用することができるよう製品及び包装を設計する。また、可能であれば、再生利用サービス及び処理サービスを提供する。又はこのようなサービスについて助言する。 －持続可能な発展に貢献できる供給業者を優先する。 －製品寿命の長い高品質の製品を手ごろな価格で提供する。 －バリューチェーンを考慮に入れた上で、その製品又はサービスの生産及び配送に関連する環境要因及び社会要因について、資源効率に関する情報を適宜含め、科学的に信頼でき、一貫性があり、真実であり正確であり、比較可能であり、及び検証可能である情報を消費者に提供する。 －消費者に製品及びサービスに関する情報を提供する。このような情報には、性能、健康に及ぼす影響、原産国、エネルギー効率（該当する場合）、内容物又は原材料（必要に応じて遺伝子組換え生物及びナノ粒子の使用に関する言及を含む。）、動物福祉に関する側面（必要に応じて動物試験の使用を含む。）、並びに製品及びその包装の安全な使用・保守・保管及び処分に関する情報が含まれる。 －例えば、エコラベル、監査活動など、信頼できかつ効果的で、中立的に検証されたラベリング体系、及びその他の検証体系を活用し、製品及びサービスがもつ環境的にプラスの側面、エネルギー効率、その他の社会的、環境的に有益な特性を伝える[13][14][15]。 	

[付表 2-6-4] 消費者に対するサービス、支援、苦情及び紛争の解決

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①遠隔販売で製品を入手した者を含む消費者に対し、所定の期間内に製品を返品するか又はその他の適切な救済策を受けるかの選択肢を提供し、苦情防止策を講じる[4]。	
②苦情内容を見直し、苦情対応の慣行を改善する。	
③必要に応じて、法によって保証される期間より長く、予想製品寿命に適した保証を提供する。	
④紛争解決及び救済の仕組みだけでなく、アフターサービス及びサポートの利用方法についても消費者に明確に伝える[5][6]。	
⑤適切かつ効率的なサポートシステム及びアドバイスシステムを提供する。	
⑥適正な価格で、また利用可能な場所で保守及び修理を提供し、製品の補修部品の今後の入手可能性に関する情報を手軽に入手できるようにする。	
⑦国家規格又は国際規格に基づき、消費者の費用負担がゼロ又は最小限に抑えられ、かつ、消費者が法的手段を講じる権利を放棄する必要のない裁判外紛争処理、紛争解決及び救済手続を活用する[5][6]。	

[付表 2-6-5] 消費者データ保護及びプライバシー

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①収集する個人データを、製品及びサービスの提供に不可欠な情報、又は消費者が情報を与えられ、自発的に同意した上で提供された情報に限定する。	
②サービス利用、又は特別価格の条件として、データの望ましくない利用への同意をマーケティング目的で消費者に求めることは控える。	
③合法的かつ公正な手段だけを用いてデータ入手する。	
④個人データの収集前又は収集時にデータの収集目的を定める。	
⑤消費者が情報を与えられ、自発的に同意した場合、又は法によって義務付けられる場合を除き、個人データを開示、公開、又はマーケティングを含めた所定の目的以外で使用しない。	
⑥法の定めに従い、その組織が自分に関するデータを保有しているか否かを検証する権利、及び係るデータに異議を申し立てる権利を消費者に与える。異議申立てが認められた場合には、係るデータは、適宜、消去したり、修正したり、完結したり、又は変更すべきである。	
⑦十分な安全保護策によって個人データを保護する。	
⑧個人データに関わる開発、慣行及び方針を明示して、個人データの存在、性質及び主な用途を速やかに開示する方法を設ける。	
⑨組織内でデータ保護責任者（データ管理者という場合がある。）の氏名及び通常の勤務場所を開示し、上記の措置及び関連法を順守する責任をこの者に負わせる。	

[付表 2-6-6] 必要不可欠なサービスへのアクセス

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①料金不払いに対し、支払いを行うための合理的な時間をその消費者又は消費者の集団に与えることなく、必要不可欠なサービスを打ち切らない。支払いの有無にかかわらず、全ての消費者に不利益を与える全面的サービス打切りという手段をとるべきでない。	
②価格及び料金の設定に当たっては、可能な限り、困窮者に助成を与えるような料金を提示する。	
③価格及び料金の設定に関する情報を提供し、透明な活動を行う。	
④サービス提供対象を拡大し、全ての消費者の集団に対して差別なく同品質及び同レベルのサービスを提供する。	
⑤供給の制限又は中断は、公平に管理し、いかなる消費者の集団に対しても差別を行わない。	
⑥サービスの中止を避けるため、自らのシステムの保守及び改善を行う。	

[付表 2-6-7] 教育及び意識向上

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①製品ハザードを含む安全衛生	
②適切な法規制、救済を受ける方法、並びに消費者保護のための機関及び組織に関する情報	
③製品及びサービスのラベル表示、並びにマニュアル及び取扱説明書において提供される情報	
④質量及び寸法、価格、品質、信用状態、並びに必要不可欠なサービスが利用できることに関する情報	
⑤使用に付随する危険性及び必要な防止策に関する情報	
⑥金融商品及び金融サービス、並びに投資商品及び投資サービス	
⑦環境保護	
⑧材料、エネルギー及び水の効率的な利用	
⑨持続可能な消費	
⑩包装、廃棄物及び製品の適切な処分	

[付表 2-7] [中核主題：7. コミュニティへの参画及びコミュニティの発展]

[付表 2-7-1] コミュニティへの参画

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①社会的投資及びコミュニティの発展活動の優先順位を決定する際には、コミュニティの代表集団と協議する。 社会的弱者、被差別集団及び社会的に取り残された集団、代表権を全くもたない集団及び代表権が軽視されている集団に特に配慮すべきであり、これらの集団の選択肢を広げ、権利を尊重できるような形で関与させる。	
②先住民族を含むコミュニティに影響を及ぼす開発の条件については、これらのコミュニティに助言を求め、コミュニティに適応する。助言は開発の前に求めるべきである。また、完全で、正確で、かつ入手しやすい情報に基づいて助言を求めるべきである[154]。	
③公共の利益及びコミュニティの発展目標に貢献することを目的とし、可能かつ適切な範囲で地域団体に参加する。	
④地方自治体の職員及び地方議会議員との透明な関係を維持し、贈収賄又は不適切な影響を避ける。	
⑤地域社会活動のボランティアになるよう人々を促し、支援する。	
⑥政策策定及び発展計画の作成、実施、監視及び評価に協力する。その場合には、組織は、他者が自己の利害を表明し、利益を守る権利を尊重し、その信念に十分に注意を払うべきである。	

[付表 2-7-2] 教育及び文化

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①あらゆるレベルで教育を普及し、支援する。教育の質を改善し、教育を受ける機会を広げ、地域の知識を高め、非識字率がゼロになるよう後押しするための行動に関与する。	
②特に社会的弱者又は被差別集団に学習機会を広げる。	
③児童の就学を促し、児童が教育を受けることを妨げる障害（児童労働など）の排除に貢献する[135]。	
④文化活動を適宜推進し、人権尊重の原則に則して、地域の文化及び文化的伝統を認め、評価する。歴史的に恵まれない集団に力を与える文化活動を支援する行動が、差別根絶の手段として特に重要である。	
⑤人権教育及び意識向上の推進を検討する。	
⑥特にその組織の活動が文化遺産に影響を及ぼす場合は、それらの文化遺産の保存及び保護に協力する[161][163][164]。	
⑦先住民族コミュニティの伝統的知識及び技術の利用を適宜推進する[75]。	

[付表 2-7-3] 雇用創出及び技能開発

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①自らの投資決定が雇用創出に及ぼす影響を分析する。経済的に実行可能な場合は、雇用創出を通じて貧困を緩和するための直接投資を行う。	
②技術選択が雇用に及ぼす影響を検討する。また、長期的に採算が取れる場合は、雇用機会が最大になるような技術を選択する。	
③決定を下す組織の内部において、また、決定によって影響を受ける外部組織において、外注が雇用創出に及ぼす影響を検討する。	
④臨時雇用契約を利用することによって、直接雇用を創出することのメリットを考える。	
⑤実習プログラム、特定の恵まれない集団を対象としたプログラム、生涯教育プログラム、技能認定制度、認証制度など、地域的及び全国的な技能開発プログラムへの参加を検討する。	
⑥技能開発プログラムが不十分な場合は、できればそのコミュニティ内の他の組織と協力し、そのコミュニティにおける技能開発プログラムの整備又は改善を支援することを検討する。	
⑦雇用及び能力開発に関しては、社会的弱者に特に配慮する。	
⑧雇用創出に必要な枠組み条件の普及に協力することを検討する。	

[付表 2-7-4] 技術の開発及び技術へのアクセス

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①地域コミュニティにおける社会的課題及び環境課題の解決に貢献し得る画期的新技術の開発に貢献することを検討する。	
②模倣が容易で、貧困及び飢餓の根絶に高いプラスの効果を及ぼす廉価な技術の開発に貢献することを検討する。	
③採算性がある場合は、潜在する現地の伝統的知識及び技術に対するコミュニティの権利を保護しつつ、係る知識及び技術を発展させることを検討する。	
④コミュニティのパートナーとの科学的及び技術的開発を推進するため、大学、研究機関などの組織と連携することを検討し、地域の人々をこの業務に採用する[124]。	
⑤採算性がある場合は、技術の移転及び普及が図れるような慣行を採用する。 適用可能な場合には、組織は、地域発展に貢献するためのライセンス又は技術移転について、妥当な条件を適宜定めるべきである。また、そのコミュニティの技術管理能力を考慮し、高めるべきである。	

[付表 2-7-5] 富及び所得の創出

関連する行動及び期待	該当 (◎印を 記入)
①そのコミュニティの持続可能な発展に必要な基本的資源への影響を含め、コミュニティへの参入又はコミュニティからの撤退の経済的及び社会的影響を考慮する。	
②そのコミュニティの既存の経済活動の多様化を促すために、適切なイニシアチブを支援することを検討する。	
③可能な限り地元の製品及びサービス供給業者を優先し、また、地元の供給業者の育成に貢献することを検討する。	
④そのコミュニティ内の恵まれない集団への特別の配慮をもって、地元に本拠を置く供給業者がバリューチェーンに貢献できるよう、その能力を高め、機会を広げるためのイニシアチブに着手することを検討する。	
⑤適切な法的枠組みの中で活動する組織の支援を検討する。	
⑥次の条件に適合する場合に限り、まだ低レベルの発達段階にあるために法的要件を満たすことが困難な組織との経済活動に関する事項を検討する。 －活動の目的が貧困への取組みである。 －これらの組織の活動が人権を尊重し、また、これらの組織が適切な法的枠組みの中での活動実施に向けて着実に前進していくことが合理的に期待される。	
⑦生産性の向上及び起業の促進を通じて、コミュニティの構成員、特に女性その他の社会的に不利な人々の集団及び社会的弱者の集団の企業設立及び協同組合の設立を支援するような、持続的なプログラム及びパートナーシップへの協力を検討する。例えば、事業計画立案に関する教育訓練、マーケティング、供給業者になるために必要な品質基準、経営支援及び技術支援、資金調達、並びに合弁事業の促進を提供するプログラムが考えられる。	
⑧家畜の十分な世話を含め、利用可能な資源の効率的利用を奨励する。	
⑨例えば、技術仕様書に適合するための能力開発、及び調達機会に関する情報の開示を通じて、コミュニティの組織が調達機会を容易に利用できるようにするための適切な方法を検討する。	
⑩そのコミュニティの福利に有益であるならば、必須の製品及びサービスをコミュニティに提供する組織及び個人の支援を検討する。これによって、地元、地域及び都市の市場とのつながりが生まれるだけでなく、現地で雇用を創出することができる。	
⑪コミュニティに基盤を置く起業家団体の育成を支援するための適切な方法を検討する。	
⑫自らの納税義務を履行し、納付税額を適正に決定するために、必要な情報を当局に提出する。	
⑬従業員の退職金及び年金への資金拠出を検討する。	

[付表 2-7-6] 健康

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①その組織が提供する生産プロセス、製品又はサービスが、健康に及ぼすマイナスの影響をなくすように努力する。	
②例えば、医薬品及びワクチン入手への協力、運動及び良好な栄養状態を含む健康的なライフスタイルの奨励、疾病の早期発見、避妊法に対する意識の向上、並びに不健康な製品及び物質の摂取防止によって、健康増進を促すことを検討する。児童の栄養には特に注意を払うべきである。	
③H I V／エイズ、がん（癌）、心疾患、マラリア、結核、肥満などの健康への害及び主要な疾病、並びにそれらの防止についての意識向上を検討する。	
④疾病防止の手段として、必須の医療サービス、並びに清潔な水及び十分な衛生設備の恒久的で普遍的な利用を支援することを検討する。	

[付表 2-7-7] 社会的投资

関連する行動及び期待	該当 (○印を記入)
①社会的投资プロジェクトの計画において、コミュニティの発展の促進を考慮に入れる。いずれの行動も、地域の発展を支援するため、例えば、現地調達及び現地外注の拡大によって、市民のための機会を広げるべきである。	
②コミュニティがその組織の慈善活動、継続的な存在又は支援に永遠に頼るような行動は避ける。	
③組織自身の既存のコミュニティ関連活動を評価し、そのコミュニティ及び組織内部の人間に対して報告を行うとともに、改善可能な部分を明確化する。	
④相乗効果を最大化し、補完的な資源、知識及びスキルを活用するため、政府、企業又はN G Oを含む他の組織との連携を検討する。	
⑤社会的弱者の又は差別を受けている低所得の集団及び個人の、能力、資源及び機会の拡大に貢献することの重要性を考慮した上で、食糧、その他の必需品を、これらの集団及び個人に提供するプログラムへの協力を検討する。	

[付表 3] S R 影響評価リスト

著しいS R影響項目及び重要S R活動項目	取り組み優先順位	S R課題の特定